

秦野市子ども・子育て会議について

根拠

「子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき設置するもので、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市の附属機関

目的

子ども・子育て支援事業計画への子育て当事者等の意見反映、その他本市の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて、支援施策を実施するため設置するもの

役割

- 1 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園や、地域型保育事業（小規模保育や保育ママなど）の利用定員を定める際の意見陳述
- 2 子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際の意見陳述
- 3 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び実施状況の調査審議
 - (1) 条例の制定、改正等に伴う審議
 - ・地域型保育事業の認可基準
 - ・放課後児童ホームの設備運営基準
 - ・確認を受ける施設、地域型保育事業の運営基準
 - (2) 利用者負担のあり方